

第350回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成26年10月24日（金）午後1時00分から午後2時00分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス
（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、生越委員、米村委員、武良委員、
米田委員、祇園委員、景山委員、遠藤委員
鳥取県：三木水産振興局長、清家漁業調整担当係長、平野水産事務所長、
古田栽培漁業センター所長、太田栽培漁業センター主任研究員
事務局：小畑事務局長、宮永次長、太田書記
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - （1）県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について（諮問）
 - （2）平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出議題（国への要望事項等）について（協議）
 - （3）小型底びき網漁業（えびけた網）の操業実態と今後の方針について（報告）
 - （4）その他

6 議事の経過及び結果

定刻となり、小畑事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、内藤委員、生越委員が指名され、議事に入った。

議事1 県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された〕

太田書記が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕 皆さん方からのご質疑を受けたいと思います。お願いします。ありませんか。諮問案件は、添付の資料で提示してよろしいでしょうか。はい。じゃあ本案件については、意見なしということで扱いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議事2 平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出議題（国への要望事項等）について（協議）

〔原案通りブロック会議に提案する旨決議された〕

太田書記が資料2に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい、説明が終わりました。要望案件についてのご質問があれば承ります。いかがでしょうか。継続案件、新規案件という形であります。質疑、意見、よろしいですか。このまま要望として、挙げさせていただきたいと思います。

議事3 小型底びき網漁業（えびけた網）の操業実態と今後の方針について（報告）

〔議案について報告した〕

太田書記と栽培漁業センター太田主任研究員が資料3に基づき説明した。

〔景山委員〕 小型底びき網も3分の1になりましたので、調査をやって、結果が出れば、油、燃料費も高くなるので、そういうことで何とか費用を下げたいなと思っておるところでございます。是非とも、試験をしていただいて、15メートルが適当であれば、小型底びき網もいろいろ考えていただければと思っておるところでございますので、調査に対しては協力しますので、よろしくお願いいたします。

〔田口会長〕 意見が出ましたけれども、委員の皆さん方のご質疑等ありませんか。先ほども説明ございましたけれども、5月に境港の支所のほうから要望があったということで、当局としては、今年と来年ですね、2カ年度で調査を行うと。方向性はこうだという説明があったところでございます。それに対してのご意見・質疑等があればお願いします。

〔景山委員〕 赤碕町漁協の方からも。

〔祇園委員〕 調査をね、しっかりやってもらって、結果をね。

〔景山委員〕 ええ。結果を見ながらで良いと思います。

〔田口会長〕 よろしいですか。そのような形で調査を行いたいということでございます。

〔米田委員〕 調査は境港だけですか。

〔太田主任研究員〕 そうですね。まずは境港と考えています。

〔景山委員〕 まあ、境港で良ければ、米田さん、大丈夫だから。

〔太田主任研究員〕 ただ、網の仕立てが東部の方とまた違ってくるので、調査が必要になった時には、また、それは追々考えさせていただきたいと思っています。一応、2年間の調査で考えていますが、その都度必要に応じて、それが3年になるかもしれませんが、調査をさせていただこうと思います。

〔景山委員〕 3年にならんように。

〔太田主任研究員〕 なるべく水産庁が求める科学的根拠に答えられるようなデータは揃

えたいと思います。

〔景山委員〕 前向きなことをしてやらなければ、漁師も少なくなっただけで、資源管理も大事だし、両方を兼ねることが出来れば、是非とも前向きに、行政の方も考えていただいて。他の小型底びき網は本当に、赤碕もほとんどなくなっておりますし、境港で細々とやっけていても、沖合で水産庁の許可証の船が鳥取県沖でずっと曳こうものなら、小型底びき網の魚と競合して、安くて、本当に出漁したって採算に合わんということで、休んで。二艘びき、簸川がやっているが、あれ水産庁の許可だからね。次の世代へ残すためには、ある程度そういう調査もしていただいて。出来たら、15mにして、効率よく魚を獲っていきたいですという漁業者の要望でございますので。やはり、燃費が10メートルでやって、長い間引っ張っても、油代も稼げない。多少とも、口を大きくすると、時間も短くして、経費も安くすむということも、また調査結果で盛り込んでいただいて、調査をよろしく願います。今日でなしに、明日でなしに、2年間やれば、ある程度結果がでますね。

〔祇園委員〕 できるだけ短期間で。調査を、3年かけたって、4年かけたって、5年かけたって、一緒ですから。10メートルから15メートルがどうなるのかという調査ですからね。

〔古田所長〕 とりあえず、来年度、予算要求を本格的に向かいたいと思います。

〔景山委員〕 ある程度1年で結果が出るとお思いますので、よろしく願います。何とか前向きなことをしてやらなければ、本当に漁師がおらんようになってしまう。ね、遠藤さん。

〔遠藤委員〕 そうですね。自分は賛成です。

〔景山委員〕 賛成か、よし。

〔遠藤委員〕 自分もやっていたころにね、10メートルまでが限界だということで、8メートルの人もいれば、7メートルの人もいたですね。その船相応にあつて、操業をしてたわけです。15メートルになつても15メートルでいいと思う人は、それでしていけば良いですし。10メートルで良いと思えばいいですし。意欲のある人は、やらせてあげれば良いと思います。

〔景山委員〕 数ではなく、精鋭主義でやってな。それにマッチするような現状だよ。ね。良いか、悪いかの結果は、調査すればいいのだから。材料をひとつしっかりと出来るように、古田所長さん、願います。

〔古田所長〕 先ほど、境だけかというご意見も出ましたけど、確かに東部、例えば賀露の桁網と境の桁網では網の由来が違ひまして。だから境でやったから、賀露で通用するかどうかというのは分からないので、それも将来的にはやってみる必要があるかもしれませぬ。

〔景山委員〕 私も小底の船で、境でやっていたが、短い竿では、どべ（泥）があつて、うちの底びき船では、ほとんど魚が獲れてないのですね。底を引っ張れば、網が上がつて来れば良い方。ということで、ある程度、ビームも延ばして、浮魚でもとろうかという考えになっておりますけど。

〔太田主任研究員〕 あくまでも結果としまして、水産庁さんに出すつていう所で、島根県さんとの競合区域で、この15メートルの桁棒の調査つていうものを、とりあえず

1年間まとめて。で、その結果、東部の方でも導入できるかどうかというのはまた別で、この許可の申請とは別でまた実施させてもらうような形で出来ればとは思っていますので。

〔景山委員〕 今度はこれ島根県も導入したら、島根県が。

〔小畑事務局長〕 一応、こういった調査を一緒にやるっていうことについては、快く了解してもらっている。

〔景山委員〕 快くな。

〔三木局長〕 許可ですから、問題は。

〔景山委員〕 問題はそこだけんな。快く。

〔太田書記〕 あとは、島根県の漁業者としては、まだご自身でどうしたいというところまでの意見はないという所で聞いているので、この調査結果が良いものであれば、おそらく変えた方がいいという意見に傾いてくれるのだと思います。

〔景山委員〕 良ければな。

〔太田書記〕 そうです。

〔景山委員〕 悪いものをするとはいかないからな。

〔祇園委員〕 それで、調査があんまり長くなるようだったら、今度は漁法転換してしまうと思います、若い人は。

〔景山委員〕 赤碕さんの方も待っとるからな。

〔祇園委員〕 今はグループでやらんと。1隻ではもう無理です、小底は。最低3隻ぐらい、グループがいないと出ない。ですから、グループがいる間に、何とかそういった対応ができれば良いですけど。今言われるように、阿弥陀川が鳥取県東部の境となっています。そういった区域がありますのでね。その辺も考慮してもらいながら、やってもらったら有り難いなと思います。

〔田口会長〕 はい。他にありませんか。

〔遠藤委員〕 他にその、開口板と言うのですか。オッター。今の説明では難しいいうことを言われたのだけど、うちの中部振興の部会の時でもその話が出とって、その安全性とか、省エネだっということ、今後の漁法にぜひ取り入れたいような声もあったもので、難しいと言われずにね。頑張ってくださいたいと。

〔景山委員〕 いや、水産庁の禁止漁法です。船がね、10トン未満だけな、オッターは、とれんだ。やっぱり5トン未満ではね。

〔遠藤委員〕 なかなか不可能ということですか。良い話だけ聞かしといて。

〔太田主任研究員〕 この漁具は、小さな船でもいけるので、使えるのは使えます。実際に福岡でやっているのが、8メートルの桁棒でやっている船を、それと同じような能力の板を作ってやるっていうようなやり方で、オッター板自体、たいてい鋼製であったりとか木製であったりが普通なのですが、これが布なので、リールにそのまま巻き取れるということもあって、桁棒付いたり外したりっていうようなこともないので、リールより外側に人があまり行かないということで、安全性がかなり向上します。油をあまり使わずに操業ができるっていうこともあって、非常に良いという成果は出ているのですが、いかんせん、古くからのしぼりで、水産庁さんの方がなかなかうんと言ってもらえるかどうかという所で、数年後に導入できるかっていうのは、今は難

しいかなというような状況にあります。

〔遠藤委員〕 そこをね、頑張って、その県の方がやはり、局長さん。

〔米田委員〕 会長さん。次、ええかな。

〔田口会長〕 はい。どうぞ。

〔米田委員〕 その布のオッターの、こういう資料はもらえるものかな。

〔太田裁主任研究員〕 この資料自体は出すことはできるのですが。

〔米田委員〕 どうしてしてあるものか。

〔太田裁主任研究員〕 ただこれが使えることじゃないのでなかなかそれが。仕様は。

〔米田委員〕 それは別で、ただどうしてあるものか、ちょっと。

〔太田主任研究員〕 はい。分かりました。それは田後漁協さんの方にでも、米田さん宛にお送りさせていただきますので。

〔遠藤委員〕 それは試験操業して、早いこと早いこと、良かったらね。早いこと早いこと、言いやすいじゃないですか。そうはいかんか。

〔三木局長〕 そもそも試験が認められない。

〔景山委員〕 試験が認められん。

〔遠藤委員〕 そうか。

〔太田書記〕 まずは試験操業自体が、普段はうちの県の特別採捕で出来るのですが、国のほうの試験操業許可というのを取らなければいけないので。例えば栽培漁業センターとかが用船してやる分には、試験操業許可自体取れるのですが。いざ、漁業者に、例えば、もうかるプロジェクトとかで今やってるようなやり方で試験操業許可取ろうとなると、やはり関係漁業者の調整、合意を得た上じゃないと水産庁としても多分許可は出せないでしょうね、というふうなアドバイス、ご意見を水産庁からいただいています。なかなか新たに、この開口板を使った漁法を、水産庁として、新しく普及という流れになるかどうかというのが、少し難しいというような意見はいただいています。

〔景山委員〕 まあ、そこも追々漁業者が少なくなった時に、考えの方は、水産庁も変えないといけないし。今の時点では、難しいということだろうな。

〔小畑事務局長〕 ただ、今おっしゃったように、これは規則なのですよね。法律でもなくても、水産庁の中で決めてしまえば済む規則でもあるので、多分我々県が一生懸命言うよりも、漁業者の方、他の県も巻き込んで漁業者の方からもそういった声が上がっていけば、内部的なあくまでも決め事ですので。

〔景山委員〕 可能性はないことない。

〔小畑事務局長〕 そっちの方が、何か動かす力としては働くような気がしますね。さっき言われたように、効率が良くて、省エネルギーにもなるっていうことであれば、しかも安全性がアップするということになれば、決して悪いことではないと思いますし、そういった点を、ぜひ漁業者のほうとしても、国の方にプッシュしてもらいたいことをしないと。

〔遠藤委員〕 漁業者は、試験調査は出来ないから、さっき言ったように、試験場の調査は出来るわけだからね、それをしてもらって。

〔景山委員〕 遠藤くんよ、国会議員さんを頼んで。

[遠藤委員] まあ、ええことはなあ。

[米田委員] どうやって作ってあるものだから、1回、資料もらって。

[太田主任研究員] 参考程度なのですが、国の方の研究機関は、これのを浮かしたバージョン、中層トロールと同じような試験漁具を使って、調査を今も行っていますので、技術としてはしっかりしたものです。あとは現場で導入できるという法制度さえあれば、多分導入出来ると見ておりますので。

[景山委員] 可能性はないことないな。今、課長が言われたように。法律ではないから、水産庁で。まあそれは、崩すことは出来るという。

[米田委員] この場合は、太田さん、開き過ぎとか、すぼんどるとか、そういうことは、まあ加減をして。

[太田主任研究員] 船速です。船速で加減するのと、あとは、この布のオッターの大ききさで開く力が出てきますので。これはすごくゆっくりで引けるので、下地が悪いところでも引けるとていうのがあるので、カレイ類の入網がすごく良くなりますし、あとは、網の丈の具合にもよるのですが、浮き物も多分、棒がない分だけ、驚かせずに一気に網を引くので、獲れると思うので、効率はかなりいいと思うので、次期の底びき網としてはいい素材だと思っております。

[米田委員] なあ、良いでないかな。燃料もいらぬ。

[太田主任研究員] ですので、見た所いいなと思って、やりたいなと思ったら、法制度がなかなか難しいのが分かったという所です。

[米田委員] その問題は分かっていますけど。どうしようか、ちょっと資料があるな。

[太田主任研究員] 資料見たって使える見込みはないです。

[米田委員] いや、出来ないけどな、出来ないけどもな、どうしてやるものかな、参考のために見たいということです。

[遠藤委員] 試験場で、試験操業してもらった方が良くと思うなあ。

[景山委員] 担当者の前向きな発言だけ。

[遠藤委員] 漁業者は出来ないのだから。それなら、漁業者から、やってくれ、やってくれえって要望するわけだから。

[古田所長] 実際この試験は、福岡で、水産大学校がやって、効果をあげておるのです。

[祇園委員] やっぱり、その漁場に依じて、いろいろ違うと思うのですね。15メートルが必要な漁場もあるし、長曳き、瀬曳きするような所は、とっても15メートルじゃあ、よう引っ張れないんだ。

[景山委員] 2年、3年計画で、1年である程度結果が出るようにね、会長さん、頼んでください。

[生越委員] ちょっといいですか。

[田口会長] はい、どうぞ。

[生越委員] その辺の成果が、沖合底びき網も、こういうことをやらなければいけないのではないかと、掛け回しの大きな道具を使っているとはいけないと福島造船の社長さんにも言われたのだけでも。試験をやったのだけでも、長く引くと、網が通らなくなるもので。だから、大型が曳くのは無理かもしれないけれども、10トン、5トン未満

ぐらいだったら、良い漁法かなって、今日思ったのだけど。大型船では獲れなかったです。

〔景山委員〕 とりあえず、15メートルの調査を、今年度後半からやっていただいて、1年間やって、目途が出るように。2年、3年っていうわけにはいかない。待てんわな、そんな小型底びき網の漁業者は廃業しなければならん。

〔古田所長〕 とりあえず、水産庁に対するデータを取って行って。

〔生越委員〕 さっきの話で、それも含めても、やっぱり水産庁で、皆さんで、いろいろ研究してもらわないといかんね。今まで通りで、掛け回しじゃいけない、細かいこと言わずに。

〔田口会長〕 はい。大体、意見、質疑等、出尽くしたようでございます。当局の方も、是非、そういうことをあんまり時間かけないで、出来るだけ早く調査結果を出してというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

その他

〔田口会長〕 はい。今日の予定された案件、3件は終わりましたが、久しぶりでございますし、いつものことでございますが、当局のほうからのその他案件はありますか。

〔清家係長〕 はい。それでしたら、水産課の清家と申します。1件ですね、報告案件という形で。今期、平成26年度のばいかご網漁業の操業状況について。これは、お手元資料は配布しておりませんが、口頭にて報告をさせていただきたいと申します。

今期の漁業についてなんですけれども、許可件数は1件でございました。これは、県漁協の組合員の方が1件出されております。それで操業実績については、操業はありませんでしたので、その理由として、流通、販売のことで、今回は操業を見合わせたいというような話があったというような状況でございます。以上でございます。

〔景山委員〕 来年度からは、やるという気持ちは持っておりますので、境港支所はね。来年度、情勢が戻ったら、やりたいと思っておりますので、またひとつ許可がありますので、よろしくお願ひします。

〔田口会長〕 それ1件だけでいいですか。委員の皆さん方のほうからはいかがですか。はい。ないようでございますので、その他案件はこれで閉じます。

〔田口会長〕 皆さん方のご協力によりまして、今350回の本委員会については、ここで審議は終わりました。ご協力ありがとうございました。

平成26年10月24日

議長会長

署名委員

署名委員